

保健学研究投稿規定

(2023年12月21日改訂)

1. 名称
保健学研究（英名：Health Science Research）
2. 発行
原則として年1回とする。
3. 投稿者の資格
次のいずれかに該当する者。
 - 1) 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻および長崎大学医学部保健学科の教員。
 - 2) 1) の指導または協力による共同研究者。
 - 3) 教育研究委員会が適切と認めた者。
4. 原稿の種類（表1を参照）
和文・英文の原著（Original Article）、症例報告（Case Report）、総説（Review Article）、活動報告（Activities Report）、資料（Research Note）、その他（Miscellaneous）で未発表のもの。

表1. 投稿原稿の種類

原稿の種類	内容
原著	適切な方法論に基づいて実施された研究・観察であり、独創性・新規性ともに科学的価値が認められる論文
症例報告	貴重な臨床例や剖検例、あるいは新薬の使用例等新しく開発した診断・治療法を使用した症例の経過などを、著者の考察を加えて報告する論文
総説	保健学分野における特定のテーマについて、これまでの知見、研究業績を総括し、解説した論文
活動報告	保健学分野における実践報告であり、他地域・分野で同様の事業・活動を展開する上で参考になる報告
資料	保健学分野において貴重な資料となるデータを有している論文
その他	上記のいずれにも該当しない原稿で、保健学分野において重要な内容を有しているもの。編集委員会の判断により、適宜、「オピニオン」「書評」等のカテゴリーを設けることがある。

5. 倫理的配慮
研究内容は倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていること。
6. 論文の採択
投稿論文の採否は、査読委員の意見を参考に教育研究委員会で決定する。
ただし、倫理上の問題があると判断されるものは採用しない。
7. 論文の提出先
投稿者は教育研究委員会の指定する日までに長崎大学医学部保健学科図書室に執筆要領に沿った原稿一式を提出する。

8. 編集

- 1) 論文の査読は原則として教育研究委員会によって推薦された2名の査読委員によって行う。
- 2) 著者の希望がある場合は、臨時で査読を実施し、論文の採否を決定する。
- 3) 著者による校正は再校までとし、校正時における論文の内容の変更や追加は認めない。
- 4) そのほか掲載順序など編集に関することは、教育研究委員会に一任する。
- 5) 論文に関して問題が生じた場合は、著者と協議の上、対応を決定する。

9. 著作権

本誌に掲載する著作物の著作権は長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻に帰属するものとし、他誌などにその全部または一部を使用する場合は教育研究委員会の同意を必要とする。但し、著者は自分の論文等の全文または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。なお、著作権には本誌の電子化による公開を含めるものとする。

10. その他

- 1) 投稿料は無料。
- 2) 英文原稿、英文要旨等は、事前に学術論文の英文校閲に精通した専門家または業者の校閲を受けること。査読の過程において、編集委員会あるいは査読委員により、英語の質に問題があると判断された場合には、編集委員会が指定する英文校閲者・会社による英文校閲を受けること。
- 3) 他誌に発表された原稿（印刷中、投稿中も含む）の投稿は認めない。